

論 説

金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（1）

——外部性論からのアプローチ——

紀 国 正 典

I はじめに

公共性は 現代社会の複雑な諸問題を解決し、人類社会の将来を展望するする上で、きわめて重要な概念である。しかしそれにもかかわらず、漠然としたイメージで語られてきており、曖昧性を脱却できないままであった。このため公共性にかかる議論をより明解にするためには、できる限り理解可能で簡単な概念で公共性を説明することが必要であった。この意図にそって、われわれは公共性および国際公共性にかかる関係諸学説を学際的・総合的に検討してきた。¹⁾

その成果にもとづけば、公共性とは、第1に、人間のなんらかの共同的諸行為や諸関係を表現するものであり、第2に、それは共同利用、共同利益、共同制御という三つの行為側面に分解して把握することができ、第3に、それらは相互に関連しているとしても異なった次元に属する行為様式であるので、そのそれぞれにおいて質的程度や水準はさまざまに異なっており、しかも第4に、独自的あるいは相互に関連しながらそれらの質的程度性や水準は変動するものであるので、それらの行為側面は動態的につまり行為動態として理解されなければならないものであった。

公共性としての発展度はこの三つの行為側面から総合的・動態的に評価されなければならない。公共性を共同利用性、共同利益性、共同制御性という三つの行為側面で構成された行為動態として把握し、その運動法則を理論的・歴史

的・現実的に明らかにする研究方法を，われわれは「公共性三元論」と呼んだ。

公共性を，共同利用，共同利益，共同制御という三つの行為側面で構成された行為動態であるとすると，国際公共性とは，国際共同利用，国際共同利益，国際共同制御という三つの行為側面によって構成された行為動態ということになる。共同利用の範囲が国境をこえて広がった場合の利用諸関係が国際共同利用である。共同利用によって生じる集合利益が国境をこえた範囲に平等に還元されるのが国際共同利益である。さらに，国民国家の協同作業あるいは国境をこえて権限を行使できる組織や機関を創設することによって，共同利用が共同利益を持続的に創出できるようにコントロールするのが国際共同制御である。

国際公共性は，その公共性対象物の関係する地域的範囲あるいは公共性のかかわる行為範囲の広がりによって，その具体的諸関係を区分することができる。2国間レベルの国際公共性から，多数国間レベル，地域国家間レベル，さらにすべての地球市民・住民をふくめたグローバル・レベルの地球公共性などが存在する。公共性対象物の関係する地域的範囲あるいは公共性の行為範囲が広がれば広がるほど，公共性対象物の地域的・地理的範囲からみた国際公共財としての性格は高まる。

このようにわれわれが公共性・国際公共性を追求してきたのは，金融の公共性・国際公共性についての分析の手がかりを得るためにあった。公共性というからには，一般に使われている概念と金融の公共性・国際公共性には共通するものがあるはずである。この点では公共性三元論を応用できるし，それを具体的に発展させる必要性がある。そのことで，金融の公共性・国際公共性の個別的・特殊的性格を解明できる。これから的研究課題は，われわれの公共性研究の成果を基にして，金融の公共性・国際公共性についてその具体的内容を得ることである。

金融の公共性は，一般企業より高いことを指摘する声が多い。しかし，金融の公共性・国際公共性についても，確たる定説はない。

これから広く探索し，金融の公共性・国際公共性に関係すると思われる諸学説にできる限り多く当たってみることにする。

最初に，金融における外部性的性格に，金融の公共性・国際公共性たる理由・

根拠をみようとしていると考えられる諸学説を検討してみたい。ここでの研究課題は、①金融における外部性はどう理解されるべきか、②金融の公共性をどうとらえるべきか、③金融の外部性と公共性がどう関係するものなのか、この三つである。

外部性という概念は、金融の公共性にとどまらず公共性一般にアプローチする際にも、たいへん重要な意義をもつものである。このため外部性と公共性の関係の検討も必要である。

以下、第Ⅱ節では外部性と公共性の関係について、第Ⅲ節では金融の外部性的性格と金融の公共性について、第Ⅳ節では国際外部性と金融の国際公共性について考察する。

II 外部性と公共性

金融における外部性論を検討する前に、そもそも外部性とはどういうことなのか、このことから始めよう。この検討は、公共性の一般概念をわれわれの公共性論から解き明かすための重要な手がかりを与えてくれる。

外部性（externalities）とは、ある活動主体の生産や消費などの経済活動が、いろんなルートを経由して他の活動主体の生産や消費に影響を与えることを示す。有利な影響を与える場合を「外部経済がある」あるいは「正の外部効果（外部性）がある」といい、不利な影響を与える場合を「外部不経済がある」あるいは「負の外部効果（外部性）がある」という。

このような外部効果（external effect）がどのように、どのような経路をたどって波及するかは、後ほど検討するようにたいへん重要な研究課題であるが、この波及ルートを二つに分けるのが経済学の教科書が教える方法である。

一つは、市場取引やそこでの価格変化を通じて生じる外部効果であって、これを金銭的外部性（pecuniary externalities）といい、もう一つは、市場を通じない場合の外部効果であり、これを技術的外部性（technical externalities）というのが通例である。技術的外部性は、大気汚染、水質汚濁、工業用水の欠乏などの外部不経済（市場の失敗）を説明する際によく使用されるものである。²⁾

外部性概念は、提唱者が用いた元の意味を離れ多義的に発展しており、いろんな意味合いで使用されるケースが多い。その概念の重要性が認識されるにつれて、多くの意味合いを含めて使用されるようになったからだと思われる。このために外部性の説明や用語の使い方が混乱しているケースが多い。

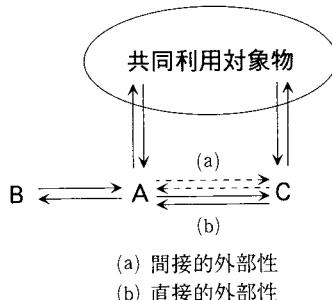
外部性を技術的外部性の意味で使用するケースや金銭的外部性と技術的外部性をとりたてて区別しないで使用するケース、さらに外部効果は金銭的外部性ではなく、技術的外部性の場合に発生するとしているケースなどである。さらに私的便益と社会的便益で説明するケースもある。³⁾

また外部性がもたらす市場の失敗についても、それが技術的外部性の場合に起こるのであって金銭的外部性の場合には起こらないという意見や、他方これに反対して金銭的外部性の場合にも起こるとする意見もある。このことは重要な論点であるので後ほど取り上げたい。

政治・経済のグローバル化の進展や地球環境の悪化にともない、外部効果が国境をこえて広く発生する事例が増大している。このような状況を反映して、国際的な規模での外部性を問題に取り上げる研究成果も現れている。これは地球公共財の概念、政策、戦略を公正、金融、文化遺産、伝染病、知識、紛争と平和、援助など、広範な分野について検討したものである。⁴⁾

外部性が国境をこえるといつても、その範囲はさまざまであり、その波及効果の範囲の大きさによって分類してみれば、地球外部性 (global externalities)、

図表1 外部性概念図



国際外部性（international externalities）、地域外部性（regional externalities）などを区別できる。国際外部性については、金融の国際公共性と関係させて第Ⅳ節で検討する。

外部性論が想定したのは、次のような行為諸関係である。簡単な図をしたためて、外部性論の意味と意義について考えてみることにしよう（図表1参照）。

例えばここにAという行為主体がいたとする。個人であれ企業であれ政府機関あれ、あるいは居住者、非居住者であれかまわない。そしてAはBとの間で直接の取引関係があり、Aはこの取引のために生産や消費をしなければならないと仮定する。さらにこの生産や消費のためにAは大気を利用しなければならないものとする。他方、Cもこの大気をその生産や消費のために利用していたとする。そしてAとCとは離れたところに居住しており、その間に直接の取引関係は存在しないものとする。

さてこのような状況において、Aがこの大気を不正使用した場合、たとえば汚染大気を排出したとすると、Cもその汚染大気を利用せざるを得ないので、健康を損ねたり、あるいは生産を中止せざるを得なくなるなどのマイナス影響をこうむるようになる。いわゆる外部不経済といわれる現象である。

このようなことが起こるのは、AとCが大気を共同利用しており、大気がAとCにとっての共同利用対象物であるからである。したがってAの共同利用対象物に対する投入行為は、その程度や時間の経過は様々であってもBの投出行為に確実に影響するのである。

AとCは直接の取引関係はないが共同利用関係者として結びつけられている。しかしAとCは直接に取引関係ないので、Aの行為がCに影響していることを認知することは困難である。また共同利用関係者として結びついていることを認知できないかもしれない。この点でAとCの外部性関係は間接的なものであり、間接的外部性と呼ぶことができる。またこの間接的外部性は、外部性の認知が困難であることから、不可知的外部性あるいは非明示的外部性と呼ぶこともできる。Aはその行為がCに影響を及ぼしていることを認知しなくてもよいので、それを配慮して投入行為を抑制することはない。自分の利益を最大にすることを考慮して行動することになる。ここでいう認知とは、感覚的に認識

することだけでなく、物理的、科学的、経済的にその法則を認識できて政治的、法律的に対処できることをいう。外部性関係や共同利用関係を政治的・法律的に認知させて、これについての合意を形成するには、科学の力とそれを政治決定にできる社会の構成員の選択行動が必要となる。

AとCが共同利用関係にあるので、Cの生産や消費行動もAに影響する。AとCが共同利用関係にあるので、おたがいに影響を及ぼしあう関係、すなわち相互作用関係あるいは連関作用関係が生まれる。共同利用関係が相互作用関係や連関作用関係という外部性をもたらしたのである。外部性とは、共同利用関係にある行為主体間に生ずる相互作用関係や連関作用関係のことであり、それを表現しようとした概念である。⁵⁾

以上の説明は間接的外部性のケースについてのものである。ところがこれまでの通説では、このケースを技術的外部性と呼んできた。そしてこの技術的外部性が上記の公害のような市場の失敗を引き起こすと説明されてきた。そしてこの技術的外部性には間接的外部性しか存在しないかのような扱いがされてきたのであった。

しかし、上記のケースでAとCの間で直接の取引関係が存在するときについてはどうなるのだろうか。いわば技術的外部性のおける直接的外部性の存在である。

たとえばAの排出した汚染大気が、狭い地形的空間のために直接に隣家に流れ、隣人のCが健康を損ねたりする場合である。この場合、Aの行為がCに影響を与えていていることが明白であって、外部性関係は可知的・明示的であり、これを直接的外部性と呼ぶことができる。Aがその投入行為を強めればそれがそのままCの損失に影響し、そのことを容易に認知できるのである。これによってAとCが共同利用関係者として交渉することは容易になる。AとCが共同利用関係者であることは誰にも明瞭である。

以上に述べたケースでは、共同利用対象物の利用者はAとCだけであるが、この共同利用関係者が多くなればなるほど、この共同利用対象物の、共同利用行為的側面よりみた公共性や公共財的性格は高度になる。しかし、利用関係者が多くなればなるほどそれだけ、かれらの関係は希薄で不透明になり、それは

それで外部性認知の困難度は増す。これは間接的外部性だけでなく、直接的外部性であれいざれについてもいえることである。間接的外部性の場合はその不透明性は二重となる。

以上のように、外部性については間接的外部性と直接的外部性という区分が可能であり、さらに技術的外部性について間接的外部性と直接的外部性が存在する。これと同様に、金銭的外部性にも間接的外部性と直接的外部性があることになる。

これまでの通説では、技術的外部性について間接的外部性を想定し、金銭的外部性については直接的外部性であることを前提としてきた。そして市場の失敗を引き起こすのが技術的外部性であって、金銭的外部性は市場や価格変化を経由した外部性であるので、市場の失敗を起こさないとされてきたのである。金銭的外部性の場合には直接の取引関係があり、外部性にともなう利害関係が価格等で調整される、というのがその理由であった。しかし、われわれの検討に基づけば、金銭的外部性にも間接的外部性と直接的外部性があることになる。

たとえばAとCが大気の利用というような物質的代謝活動ではなく、市場取引活動によって共同利用関係にあったとしよう。

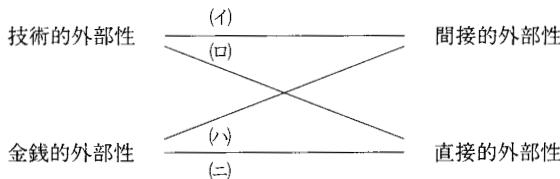
この場合、AとCが直接の取引関係で結ばれている直接的外部性のケースと、AとCにまったくそのような取引関係がない間接的外部性のケースを想定することができる。

前者の直接的外部性のケースにおいては、Aの供給削減でそれと直接の取引関係にあるCの仕入れ価格が高騰し、Cが損失をこうむる。この場合、価格づけはAとCの交渉によって直接的に行われる。

後者の間接的外部性のケースでは、AとCに直接の取引関係がないとしても、Aの供給削減で市場全般が品薄になり、投機目的で供給を手控える者もあらわれて、市場価格が高騰し、Aと直接の取引関係にないCも思わぬ価格高騰で損失をこうむる。

われわれは、技術的外部性には間接的外部性と直接的外部性があり、金銭的外部性にも間接的外部性と直接的外部性があると考える。たとえば図表2でみて、(イ)と(ニ)の組み合わせだけでなく、(ロ)と(ハ)の組み合わせもあり得るのであ

図表2 外 部 性 分 類 図



る（図表2参照）。

なぜなら技術的外部性、金錢的外部性という区分と間接的外部性、直接的外部性という区分は、異なった基準にもとづいたものだからである。技術的外部性と金錢的外部性の相異は、共同利用行為の性質の違いから生じるものであって、本稿の具体例では物質的代謝行為と市場取引行為の違いを用いて説明した。

他方、間接的外部性と直接的外部性との相異は、共同利用様式の違いから生じるものであって、共同関係が間接的に結ばれているか、それとも直接的であるかという程度によって決まる。共同利用様式における共同性の程度によって決まるので、間接的外部性と直接的外部性を明瞭に線引きできるものではない。間接的外部性がより強いかどうかは共同性の程度によるが、加えて共同利用対象物の種類や性質によって決まることもある。

技術的外部性が間接的外部性であり、金錢的外部性は直接的外部性であると取り扱われてきたのは、金錢的外部性は市場の失敗を起こさないという、いわば「外部性市場神話」といってよいものに影響されてのことだと思われる。⁶⁾

われわれの公共性論の立場から、外部性論をひとまず次のように評価できる。

生産や消費という経済活動が、多くのさまざまな周辺環境によって支えられていることを明らかにし、そのことを経済分析の枠組みに組み込もうとしたことの意義は大きい。また外部効果、外部経済、外部不経済、市場の失敗という概念を使用することによって、公共性の一つの行為側面である共同利益関係を認識しようとしたことも重要な知的貢献である。

さらに外部性という概念で、公共性のもう一つの行為側面である共同利用関係にも接近を試みようとしていたのではないかと、われわれは推察するもので

ある。しかし、外部性というイメージ的な現象把握にとどまっているため、外部性を発生させる行為諸関係の具体的な解明に進めないでいることを、問題点として指摘できる。外部性で一色に塗りつぶすのではなく、外部性の根底にあるそれぞれの共同利用諸関係を個別に解明することが求められる。共同利用対象物、利用行為、共同様式などの違いによって、共同利用者の相互関係や相互連関性などの外部性も異なってくるのである。

金融の公共性を外部性で理解しようとする諸説が、この点でその金融の公共性の公共性たる理由の具体的な解明に成功しているかどうか、たいへん興味がわくところである。このことを次にみてみよう。

III 金融における外部性と金融の公共性

金融の公共性あるいはその公共財的性格を、そのなんらかの外部性的特質に求めようとしたものと考えられる諸見解を、最初にまず紹介してみよう。外部性や公共性そのものを直接に取り上げたものは意外に少ないが、それでもそれらで内容的にはほぼすべての領域をカバーしており、これで十分である。

金融の公共性を、貨幣・決済システムの担い手であることに求める見解がある。⁷⁾

これは、銀行は貨幣・決済システムの担い手であって国民経済のインフラ的な機能を果たしており、この意味で公共的な性格が強いこと、もし銀行が経営破綻を起こしたときには、市場取引を通じてではなくより直接的な形で多大な外部不経済を伴うこと、銀行経営の健全性を維持し決済システムの安定性を確保するために、種々の政府介入（信用秩序維持の政策）が行われていること、金融も基盤的なサービスを提供している電力業などと同じく公益事業に準ずるものであって、安定供給の確保のために公的介入が実施されており、金融の公共性とはこのことを示したものである、という。また金融はネットワーク産業の側面をもつとも指摘する。

金融の公共性を、信用秩序維持と預金者保護に求める見解がある。⁸⁾

この見解は、銀行は公共性の高い産業であるが、その公共性とは、信用秩序の維持と預金者の保護を図るためその経営の健全性を維持することであること、

銀行業は預金のいっせいの引き出しという不安定性にさらされており、加えて個々の銀行の経営内容にかんする情報費用の存在が、とくに少額預金者の行動を通じて外部不経済を発生させる可能性が高いこと、この状況で効率的な金融市場を実現するためには銀行業に対する公的な規制ないし介入が必要となる、という。さらに、銀行預金に対する人々の信認は、個々の銀行の安定的な経営を支えているという意味で一種の公共財として機能するともいう。

金融の公共性を、社会的責任と三つの公共性としてとらえようとする見解がある。⁹⁾

それは、銀行の社会的責任はその公共的性格から由来し、銀行は企業として、金融機関として、さらに特殊な金融機関（銀行）として三重の公共性をもっていること、特殊な金融機関として銀行は次の三つの機能を果たしているので公共性をもつこと、それは①ハイパワード・マネーを供給する中央銀行とならんで、大きな外部効果をもつ預金貨幣（取引決済勘定）を供給すること、②家計、企業、種々の金融機関に対して流動性を常にバックアップすること、③中央銀行の金融政策が経済に波及する主要な経路の役割を果たしていることだという。そして、銀行は公共性を有しているから種々の規制を受けたり、預金保険や中央銀行からの最終決済手段の提供や公的資金の援助が与えられるという。

金融には二重の外部性があることを指摘し、とりわけ決済システムが「公共財」の役割を果たしていることを主張する見解がある。¹⁰⁾

一つの外部性は、預金者の大半が預金引き出しを決意すれば、銀行がそれに応じることはきわめてむずかしく、個別金融機関の倒産が金融部門全体の崩壊をもたらす可能性があることであり、もう一つの外部性は、預金金融機関が提供する決済システムが実物経済の取引にとって、一種の「公共財」としての役割を果たしていることである。そして、金融規制の根拠は、金融システムの崩壊が実体経済に破壊的な影響を与えることを避けるためであるという。

銀行の外部性を、技術的外部性の特徴だと論者がいう、対価が支払われないことに求める見解がある。¹¹⁾

それによれば、銀行業が銀行間ネットワークを形成している決済機能においては、特定の銀行が対価を徴収することは不可能であるので、外部性（外部経

済）があり、また銀行が行う金融仲介にも外部性（外部経済）がある。なぜなら、金融仲介が行われなくなったとき、生産や投資を抑制する企業にとってだけでなく、それと取引関係にある活動主体にも迷惑がかかるからであり、さらにこの場合に金融仲介の対価の一部は借り入れ金利として支払われているとしても、ある企業が生産や投資をすることによって他の企業にも便益を与えている分の対価まで銀行に支払っているわけではないからだという。

貨幣における外部性を、マクロ経済変動とマクロ政策の有効性、リスク波及、そしてグレシャムの法則で理解し、さらに貨幣にはネットワーク外部性があるとする見解がある。¹²⁾

それによれば貨幣の外部性とは、金融政策などのマクロ政策の手段であることであり、リスク波及の経路であること、さらにグレシャムの法則とは、悪貨が良貨を駆逐するというものであって劣化水準が波及することである。さらにネットワーク外部性とは、そのネットワークに加入している人が多いほど、そのネットワークを利用する経済的な便益が多くなる状況のことである。貨幣においてこのようなネットワーク外部性が働いており、それが過小供給、寡占・独占という市場の失敗を発生させるのであるが、公共財としての貨幣がこれらの市場の失敗を防止できるという。

以上、金融の外部性にかかわる諸学説を簡単に紹介してきたが、まずはこれらの特徴についてみることにしよう。

第1に、金融において外部性が強いことを主張する点については、共通する見解が多いことである。金融の外部不経済が多大であること、あるいは外部効果が高いことをいろんな角度から主張している。外部不経済であれ外部経済であれ、金融における外部効果が高いことに、公共性的特徴を求めようとする点では、共通の認識があると思われる。銀行の社会的責任の高さに公共性を求める見解も、外部効果の強さがもたらす影響度の大きさを根拠にしている。

第2に、さらに共通していることは、これらの外部性が市場の失敗を引き起こす可能性が高く、このことを公的介入や公的規制が必要であるとの根拠・理由にあげていることである。

第3に、以上の共通点とは対照的に、金融の公共性のとらえかたについては、

ばらつきが多く、とらえどころがなく、あいまいなものになっていることである。たとえばキーワードで公共性と述べられたものをひろってみても、公共性とは、貨幣・決済システム、信用秩序維持と預金者保護、預金者の信認、金融情報、社会的責任などである。

第4に、金融の外部性や公共性のいずれについても、その多くが銀行や銀行の機能に焦点をあてていることである。一部の論者は金融政策にも言及している。

われわれの公共性論の立場から、これらの諸学説を検討してみよう。

第3のところで述べたように、金融の公共性のとらえ方があいまいであって、論者ごとにばらつきが大きいのは、そもそも公共性についての理解があいまいだからである。

われわれの立場からすると、公共性とは、共同利用、共同利益、共同制御の三つの行為側面での共同行為を示したものである。したがって、金融の公共性というのは、金融における共同利用、共同利益、共同制御の行為側面の具体的性格や特殊的性格を解明することであると考える。

諸見解が、公共性という用語を、外部経済が大きいという意味で使ったり、外部不経済が甚大であるという意味で使用したり、外部不経済が大きいから求められる社会的責任も重いという意味で使ったりするなど、外部性と同じ文脈で使用しているケースが多いのは、外部性という概念で金融における共同利益的側面を認識していたからである。

金融における外部経済というのは、一般的にいえば、金融取引にかかわった行為主体すべてに波及的・相互作用的・連関作用的に発生する共同利益のことであり、外部不経済とは、その金融取引関係者すべてが波及的・相互作用的・連関作用的にこうむる共同不利益（共同損失）のことである。

諸見解は、共通して、金融における市場の失敗を防止するために公的介入や規制の必要性を提起しているが、これは外部不経済という共同損失を防止するために共同制御が必要であることを示したものである。つまり、諸見解は、公共性の共同利用、共同利益、共同制御の三つの行為側面のうち、共同利益と共同制御の二つの側面については言及しているといえる。

金融において外部効果が大きい、外部不経済が強いというのは、金融におけ

る共同利用的性格が高度だからである。共同利用的性格が高度になればなるほど、外部性や外部効果も強くなる。たとえばこれまでに使用した外部性の概念図を金融の外部性に応用すれば次のようになる（図表3参照）。図表3において、AとCの間で外部性が生じるのは、金融におけるなんらかの対象物に対して、AとCが共同利用関係にあるからである。AとCの間の共同利用関係が高度であればあるほど、AとCの間の外部性は強くなる。

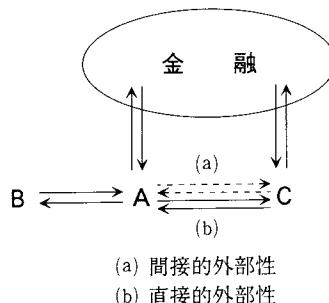
金融における共同利用的性格がどのようなものであり、なぜ、どのように高度であるか、ということを諸見解は明確に示しているわけではない。なぜならすでに述べたように、もっぱら公共性を二つの行為側面から理解していたからである。しかし外部性の大きさを説明する論拠からそのことを探ることはできる。

諸見解が金融の外部性として説明したものには、金融におけるいろんな側面の外部性がふくまれている。何についての、どんな外部性なのかをみていくことにしよう。

多くの論者がとりあげたのが、貨幣の外部性である。貨幣の外部効果が大きいことは自明のことだと述べる論者もいたが、そのことの詳しい説明はない。貨幣の決済機能や次にのべる銀行の決済機能についても、外部性を強調する論者が多かった。

それはある行為主体の支払い不能が、他の行為主体の支払い困難に波及するからである。たとえば、先に示した図表の例でいければ、AがBとの取引で入金

図表3 金融における外部性



が遅れたため、Cに貨幣を支払うことが困難になったとき、Cも貨幣不足における。これは支払い連鎖中断のリスク、いわゆる決済リスクといわれるものであり、このことで連鎖型倒産が引き起こされることが多い。ここではAとCが取引関係にあって、その決済が共同の貨幣で行われるので、貨幣不足（支払い困難）という現象となって現れたのである。

ここで上記の貨幣の外部性が生じるのは、その貨幣をAとCが共同の支払い手段として利用しているからである。ただしこの貨幣が共同の支払い手段として機能するのは、それを共同の価値尺度手段として利用しているからである。

貨幣には、マクロ経済変動、リスク波及、グレシャムの法則という外部性があり、さらにネットワーク外部性をもつとの論者の説明もあった。グレシャムの法則とは、悪貨が良貨を駆逐するというものであるが、図表を例にしていえば、Aが悪貨を支払いCが損失をこうむるケースがそれである。共同の貨幣を利用しているので、その品質が劣化したものや偽貨幣が出回ることによる損失は大きい。反対に、標準化された共同の貨幣を安心して利用できることの利便性も大きい。リスク波及とは、決済リスクが波及することであって、上に説明したような決済リスクの波及作用である。ネットワーク外部性とは、共同の貨幣を利用する者の範囲や結びつきが多ければ多いほど、それによって生じる利便性や標準性・汎用性・互換性などの共同利益性が高くなることをいう。

共同の貨幣によって媒介される財やサービス、資本取引の範囲が広がり、取引回数や取引量が増大するにつれて、貨幣は繰り返し、日常的に頻繁に、人々の生活や生産・消費の隅々で共同利用されるようになる。したがってその品質の劣化や供給不足や回転の混乱は、社会全体に甚大な被害や損失を引き起こす。

共同の貨幣を利用する行為主体の範囲が広ければ広いほど、またそれを利用する回数が頻繁になったり、それを利用する取引の種類や範囲が広がれば広がるほど、貨幣の共同利用的性格は高度になる。共同利用的側面からみた貨幣の公共財的性格や公共性は高くなるのである。

貨幣と決済行為には、特殊な共同利用的性格の高度性もある。特定の貨幣を单一の共同支払い手段にしたため、決済の完了はその貨幣を支払うことによってしか終わらないことである。たとえば、AはCに共同利用手段になっている

貨幣を支払うことでしか、支払いを完了することはできない。これ以外の手段は受け取ってはもらえない。AとCはこの特定の共同手段の共同利用者として強く結ばれているのである。しかも決済行為は、Cという特定の相手を対象にして行われるものであるので、AとCは直接の関係者としても強く結ばれていることになる。

ここでいう貨幣の外部性は、先に述べた直接的外部性といってよいものである。Aの行為がCに直接に影響し、Cもそのことを認知できるからである。しかし、すでに述べたように、関係当事者が多数にのぼり、この支払い連鎖が長くなるにつれて、全体的認知度は劣化する。

銀行の決済機能や決済口座の外部性を強調する論者も多かった。銀行は出し入れ自由な当座預金や普通預金などの決済性預金口座を開設しており、支払い者は自分の決済性口座からの引き出しと支払い先への振り込みを依頼し、受け取り者は自分の決済性口座への入金で支払いを受ける。預金通貨は安全で迅速な支払い手段である。

この場合も、たとえばAが支払い資金不足になり不渡り宣告されれば、Cは入金されることになる。前述した場合と同様の支払い連鎖中断のリスク、いわゆる決済リスクが発生し、連鎖型倒産を招くこともある。

この場合の共同利用対象物は銀行とそこに開設されている決済性口座である。銀行やその決済口座を利用する行為主体の範囲が広ければ広いほど、またそれを利用する回数が頻繁になったり、それを利用する取引の種類や範囲が広がれば広がるほど、銀行とその決済口座の共同利用的性格は高度になる。共同利用的側面からみたこの銀行およびその決済口座の公共財的性格や公共性は高くなるのである。

決済にかかる外部性は、前述したように直接的外部性の性格をもっていたが、銀行の決済口座を利用する場合は、これに間接的外部性も加わることになって、外部性はさらに増幅される。なぜならAがCに支払いできないのが、Aに起因するのではなく、それを仲介する銀行の要因あるいはA、C以外の行為主体の要因が波及する場合もあるからである。AとCにとっての外部性は不可知的なものであり、認知の困難さが増す。

単一の銀行やそこで決済口座を利用する人が多ければ多いほど、この銀行およびその決済口座の共同利用的側面からみた公共財的性格や公共性は高くなる。そしてその場合には間接的外部性とその発生の可能性はさらに強まることになる。

銀行内部手続きを経由するこのケースでは、おそらくその共同利用者間の手続きはより迅速になり、手数料も安価になるであろう。しかし、他方でその外部不経済による損失も大きなものになる。巨大銀行や巨大金融コングロマリットの共同利用的側面からみた公共性は高くなるが、それが適切に共同制御されないことによる損失や外部不経済は巨大なものになる。共同利用的側面での公共性の高さが共同利益的側面での劣悪な公共性を引き起こす場合も多い。

AとCの支払い手続きに、複数の銀行が利用されたり、複数の銀行を経由するケースは多い。銀行間の決済や複数の銀行を経由した決済は手形交換所や銀行間市場、さらに最終的には中央銀行での銀行当座預金の振り替えで決済される（日本の場合は日銀ネットなど）。この場合、多数の銀行とその組織的な経路をたどるため、間接的外部性とその発生の可能性はいっそう強まることになる。AとCにとってのその外部性はさらに不可知的なものになり、認知の困難さは増す。一般に組織性と独占性が強まれば強まるほど、間接的外部性とその発生の可能性は高まる。

銀行による企業の流動性支援について、その外部性や公共性を主張する論者もいた。流動性支援というのは、決済資金の不足を補うための銀行による短期資金貸し付けのことである。その点でこの機能は上述した貨幣・決済機能であるとともに、次のべる預金・貸し付け機能でもある。この両方の機能を銀行が担当し、その機能を補完しあうことによって、金融における特殊な共同利用的性格がさらに増幅される。

金融の外部性や公共性を銀行や銀行預金に対する信認に求める論者が多かった。銀行および銀行預金への信認は公共財であって、これが崩れれば預金取り付けから外部不経済が発生するという。とくに金融の情報費用を負担できない少額預金者が防衛的な預金引き出し行動に出るため、それが連鎖的な行動を呼び起こし、銀行の流動性危機や倒産を引き起こすというのである。

外部性とは、図表3でみて、Aの行動によってCが影響を受け、逆にCによつ

てAが影響を受けることである。上記の場合の外部性とは、Aの預金がCに貸し出され、Cの返済によってAが払い戻しを受けることができる相互作用関係のことである。これによってAが適正な資金運用ができ、Cも資金利用によってなんらかの便宜を得たときには、外部経済効果があったとなる。しかし反対に、Cの返済不能によってAへの払い戻しが困難になって損失をこうむったり、Aの預金引き出しでCが貸し付けを受けることができなくなった場合には、外部不経済となる。

ただし、これらの相互作用関係を、AやCが認知することは困難である。Aの預金がCに貸し出されていることをAは知ることはできないし、Cも貸し付け資金がAのものであったことを知る由もない。その点で、銀行に仲介された貸借機能は間接的外部性の典型的なものである。

したがって、信認とか銀行の経営情報などの一般的な金融情報が重要な役割を果たすことになる。AもCもそのような間接的な情報しか入手できないからである。そのような一般的な管理・運用情報によってしか、個別の資金の行方を判断できないのである。

銀行の預金・貸し付け行為には、特殊な共同利用的性格の高度性がある。なぜならAとCの関係は、預金・貸し付けという関係だけでなく、返済・払い戻しという二重の関係によって結ばれているからである。AがCの利用に提供した貨幣は、一定期間後には貨幣で返済されなければならないので、そのことが共同利用関係を強める。他方で、返済されることによって共同利用関係は即時・無条件に終了する。この共同利用関係は、大気の共同利用関係のような安定性・継続性をもたない。この不安定性が外部性や外部不経済をより強いものにする。

さらに、AとCは間接的に結びついているため、Aからみれば、認知できなく特定されていない行為主体との関係である。このことは不特定多数との関係を容易にするものであって、不特定多数と返済を必要とする関係で広く結ばれることによって、共同利用関係は強まることになる。図表3では、AとCしか取引関係者は現れなかったが、多数の預金者や借り入れ者が現れれば、Aが他の預金者によって影響を受けたり、Cが他の借り入れ者によって影響を受けるようになり、さらに預金者と借入者の関係も網の目のように結ばれるようにな

れば、外部性は相互作用だけでなく、複雑な連関作用の表しを表すようになる。利用者の拡大や増大によって、銀行による貸借の仲介機能にみられる共同利用的性格が高度になればなるほど、その間接的外部性やその発生の可能性もいっそう強まる。

銀行はネットワーク産業の側面が強いと主張する論者がいた。銀行は銀行間市場でお互いに資金の過不足の調整や決済戻りの調整をしている。この結果、銀行は銀行間市場を通じて相互に決済関係や債権・債務関係で深く緊密に連関するようになる。連関的共同利用関係の拡大である。これにより、Aが預金した資金も他の銀行で貸し付けに回されたり、払い戻しに利用されたりしていることが多くなる。

銀行の組織的な連関が強くなればなるほど、銀行の倒産が他の銀行倒産を引き起こし、銀行部門全体に波及する外部性が強まる。この外部性に注目する論者も多かった。いわゆる伝染リスク（伝播リスク）による金融恐慌の発生という外部不経済である。銀行は前述したように決済機能も同時に担当しているので、これがもたらす外部不経済は甚大なものになる。

以上、金融における共同利用的性格の高度性をいろいろなケースにそって検討してきたが、それをまとめてみれば次のようになる。

第1に、貨幣・決済であれ預金・貸し付けであれ、多数の人により、無数の取引に利用されることによって、その共同利用的性格は高度となる。地理的・数量的範囲の拡大による共同利用性の高度化である。

第2に、貨幣・決済と預金・貸し付け行為を担う銀行や金融機関の規模が大きくなることによって、その利用者間の関係密度が深く、強くなるという点での共同利用的性格の高度性である。緊密的・集密的な共同利用性の高度化といえる。

以上に述べた共同利用の高度性は、金融や銀行の重要な特徴であるとはいえる、大企業や電気・ガスなどの公益事業にもあてはまることである。しかし金融や銀行には、これに加えて、特殊な共同利用の高度性がある。金融の公共性の特殊的性格もここに起因する。

第3に、貨幣・決済における行為主体間の関係は、単一の共同利用財である貨幣を支払いに絶対的に必要とする共同利用関係であることによって、またそ

れが特定行為主体を対象にしたものであり直接の当事者として強く関係づけられることによって、さらに強いものとなる。この単一性と硬直性が直接的外部性とそれによって生じる外部不経済を強める要因となる。

第4に、預金・貸し付けにおける行為主体間の関係は、他人の利用に提供した貨幣は貨幣による返済を絶対的に必要とする共同利用関係であることによって、またそれが間接的であることで不特定多数の行為主体と広く関係することによって、さらに強いものとなる。このことによる不安定性が間接的外部性やそれによって生じる外部不経済を強める要因となる。

第5に、銀行は、貨幣・決済と預金・貸し付けというこれらの二重の特殊な共同利用行為を担い、しかもそれらが相互に補完しあうものであることによって、その特殊的共同利用性がさらに増幅される。

第6に、貨幣・決済行為も預金・貸し付け行為も、中央銀行を頂点として銀行が相互に強く結びつき、銀行間の共同利用関係が組織的に構築されることによって、金融の共同利用関係は、地理的範囲からも緊密度からしても、さらに高度となる。

このように金融における共同利用的性格はきわめて高度であるといえるが、他方ではその特殊的性格によって、硬直性と不安定性から逃れられなく、強い外部不経済と同居せざるを得なくなるのである。

以上の検討をふりかえってみると、金融の公共性を外部性でとらえようとした見解は、金融の公共性を、金融における共同利用関係として暗黙には理解しようとしていたといえる。しかし、金融の外部性を引き起こしているその具体的な内容についての分析が弱く、これが金融の公共性の総合的で具体的な解明を妨げたのである。またこのことによって金融の公共性の特殊的性格を把握することを困難にした。

諸見解の多くが主要には銀行や銀行の機能に公共性分析の焦点をあてていた。しかし、金融の公共性は、広くとらえるべきである。貨幣・決済システムだけでなく、証券市場もふくめ広く貸借システム全般で理解するべきであり、また銀行だけでなく、証券、保険にも広げるべきと考える。とりわけ銀行・証券・保険を統合した巨大な金融コングロマリット（金融複合企業集団）が成長してい

る現状では、金融の外部性を銀行にとどめているわけにはいかない。¹³⁾

金融の国際化の進展は、金融の国際外部性や国際公共性についても検討をせまる。次節ではこのことについて検討してみよう。

IV 国際外部性と金融の国際公共性

外部効果が国境をこえて発生するのが国際外部性である。政治・経済のグローバル化の進展や地球環境の悪化にともない、外部性が国境をこえて広く生じる場合が増大していることは前述した。このような状況を反映して、地球公共財という視点から、国際的な規模での外部性を総合的に検討する研究成果が現れたことも先に紹介した。これは国際外部性についての初めての研究だと思われる。

この研究は、国際外部性について、豊富な具体的事例を材料に、たいへん有益な論点の多くを提起している。しかし残された検討課題も多い。ここではその研究成果を基にして、三つの論点と課題を取り上げ、それについて検討してみよう。

まず第1に、公共財の定義に外部性あるいは外部効果の正・負の基準を用いていることである。

この研究では、「公共財」という用語を、正の外部性を含めた利用価値のある財および活動を示すときに用いる。もし公共的な害を含むもの、つまり負の外部性があれば、それは公共財の対照概念であって、「公共悪（public goods）」と呼ぶ。

正の外部性の例としては、熱帯雨林の保全や、世界各地に派遣可能な伝染病対策チームの設立、輸送・通信、貿易、税制、通貨政策、ガバナンス等々における国際的なレベルでの制度化の進行などが、示されている。

また負の外部性の例は、二酸化炭素の排出による国境を超えた公害、ボスニア、ハイチ、ルワンダなどに見受けられる貧困と部族間の抗争が紛争や戦争や虐殺を招いたこと、世界的に広がる金融危機、インターネット犯罪、麻薬や喫煙などの好ましくない習慣の拡散などが、挙げられている。¹⁴⁾

正の外部性は公共財であるが負の外部性は公共財ではなく公共悪であるとい

うのは、乱暴な論理である。この論法でいけば、たとえば適切に共同利用されている大気は国際公共財であるが、汚染された大気は公共財ではなく公共悪であるということになってしまう。

大気の適切利用は公共財、不適切利用は公共悪というように公共性を表現することは可能であるが、それは公共性における共同利益行為の側面からだけで公共性を認定しようとしたものである。汚染された大気であってもそれが多数の人に共同利用されていればそれは公共財である。ただし不適切利用のために共同利益だけでなく共同損失（社会的費用）をも発生させているのである。これは、適切に共同制御されていない共同利用財が、共同利益どころか共同損失を発生させ、公共性の共同利益行為の側面からみてその質的程度がきわめて劣悪な水準にある場合である。この研究が、公共性の共同利益行為の側面を、公共財の判定基準にしようとしたことは評価できるが、共同利用の側面からの公共性認定も必要である。

第2に、間接的外部性と直接的外部性という、外部性の研究にとってはたいへん重要な位置をしめる概念を提起していることである。

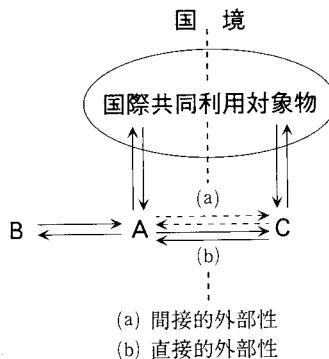
それによれば、地球公共財と地球公共悪の供給源、いいかえれば地球レベルでの正の外部性と負の外部性の発生源は二つあって、一つは、間接的外部性である。これは地球規模の共有財のように地球システム上の効果によって形成されるもので、他国や他人に間接的な影響を与える外部性である。オゾン層の破壊によって皮膚ガンにかかる危険度は間接的な外部性の一例である。

もう一つは直接的外部性であって、国レベルでの活動に起因する正または負の外部性が国境を超えて溢出する場合であり、国から国へ、人から人へ直接感染する伝染病が直接的な外部性として例示されている。¹⁵⁾

間接的外部性と直接的外部性については、われわれはすでに第II節において図表1を用いて説明した。これを国際的レベルに置き換えたのが図表4である（図表4参照）。

間接的外部性と直接的外部性の意義と重要性については、本稿ですでにくりかえし説明してきた。しかし残念なことに、この研究では上記の指摘があるだけで、それが他の分野での研究や金融・国際金融分野について活用されていない。

図表4 国際外部性概念図



第3に、国際外部性についてのプロファイルの作成という政策が提起されていることである。¹⁶⁾

それは、国境を超える各国の溢出（スピルオーバー）を正と負の両方について明確にする外部性のプロファイル（概観図、断面図）を作成し、国際外部性の透明性を高めようとしたものである。これによって、国家間の交渉プロセスが容易になり、国家の外部性責任が明確にされることによって、国境を越える負の溢出が減らされ、すべての人々の利益になるよう正の外部性が生み出されることを意図している。外部性・国際外部性を国家がどこまで認知できるのか、困難が予想されるが持続的に努力しなければならない人類の重要な課題であることは間違いない。

以上のようにこの研究の優れている点は、広範な分野について地球公共財の視点から検討していることであるが、とりわけわれわれに関心の高いのは、金融・国際金融分野についてである。そこでは金融における国際外部性（あるいは国際金融の外部性）にかかわるたいへん重要な論点が提起されている。

金融の公共性・国際公共性を深めるために見逃せない二つの重要な論点を取り上げ、それについて検討してみよう。

第1に、金融・国際金融は公共財・国際公共財であることが明瞭に述べられていることである。ただし、先に批判的に検討した、正の外部性と負の外部性

という外部性基準にもとづいた公共財の定義が、金融・国際金融に対して応用されてのことであるが。

この研究は、金融の安定が国際公共財と考えられるのは、金融の不安定が国を超えて広がる公共悪になるからだという。そこでは負の外部性のケースが多く示されている。たとえば資産価格が過度の不確実性を示すと個人消費や企業の投資などが影響を受ける、あるいは資金フローが突然特定の方向に偏ると民間部門も政府も直ちに対応する必要に迫られるなど、である。そしてそれは、汚水が川に排出され、下流住民すべてが負の外部性によって被害を受ける水質汚染と同様の、公共悪であるという。¹⁷⁾

第2に、とりわけ注目すべきことは、金融における外部性を、金銭的外部性(pecuniary externalities)と非金銭的外部性(nonpecuniary externalities)に区別し、この外部性の違いから金融危機を解き明かそうとしていることである。¹⁸⁾

それによれば、金銭的外部性とは、リスクが価格に正常に織り込まれることであって、金融の不安定度が増大すれば金利の上昇や為替レートの変動などのリスク・プレミアムの上昇につながり、金融の不安定も価格に織り込まれるので公的介入は必要でない。世界金融市场は強力な外部性を媒介するが、この外部性には金銭上のものも多く、カントリーリスクと為替リスクのプレミアムは、世界中の政治経済状況を監視している信用格付け業によって価格プレミアムに反映されているという。

これに対して非金銭的外部性とは、価格に織り込まれない、危機につながる「過大な」変動であって、例えば、うわさによって危険を感じた預金者の預金引出しが全預金者に損害を及ぼす銀行取り付けのように、価格メカニズムの入り込む余地がない場合や、あるいはタイの金融危機が東南アジア全域とブラジル、ポーランド、ロシアその他の諸国まで伝染したときのように、外部性を適切に価格に反映させるのが不可能な場合などである。そしてこれらは大気汚染と同様の負の非金銭的な外部性であるという。

金融危機や市場の失敗は、このように非金銭的外部性から発生するというのであるが、金銭的外部性についても価格を正常に機能させない要因があり、それが非金銭的外部性とあいまって金融危機を引き起こすという。それは金融市

場に広く存在する情報の不均衡である。

それによれば情報の不均衡の発生源はきわめて単純であって、貸し手は借り手の財務状況に関する知識が少ないからであり、そして借り手には本当の状態を隠そうとするインセンティブが働くからであって、金融市場にはこのような性格がついてまわり、この結果としてモラルハザードや逆選択、多元均衡が発生するという。信用格付け業にも情報の不均衡の問題があり、アジア危機（タイは別として）に先んじて格付け機関が警告のシグナルを出せなかつたことがその失敗例であり、金融市場は危機のリスクをあらかじめ価格に適切に反映させることができなかつたという。

金融における金銭的外部性と非金銭的外部性の分類については、次のような説明もされている。金銭的外部性とは、リスクを考慮に入れた資本の調達費用のように、計算可能で価格をつけることができる場合のものであり、これに対して非金銭的外部性は金融活動の伝染の影響といったように、予測が難しく、価格を付けにくい場合のものである。ここでは計算可能かどうか、予測できるかどうか、そして価格付けが可能かどうか、という基準で外部性を区別すべきことが明らかにされている。¹⁹⁾

以上のように、この研究では、金融における外部性が二つに分類されている。一つは、金融取引におけるリスクがあらかじめ計算され金利や価格に織り込まれて波及する場合であり、もう一つは銀行取り付けや危機伝染などの予測不可能な変動のように、予測をこえた過大な価格変動となって波及する場合である。この二つの分類はたいへん重要なことであり、とりわけ後者の外部性には注目すべきである。

しかし、前者を金銭的外部性、後者を非金銭的外部性と呼ぶのは、すでに第Ⅱ節で検討したように不適切であろう。

なぜなら第1に、金銭的外部性であれ非金銭的外部性であれ、そこでの金融取引は市場取引や金利・相場などの価格変動を経由して行われるものであること。第2に、非金銭的外部性には価格メカニズムが入り込めないというが、金融危機は市場価格や為替相場の過敏な価格メカニズムによって波及するものであること。第3に、金銭的外部性の価格変動が正常であり、非金銭的外部性の

場合の価格変動が異常というが、金融取引の現場では頻繁な価格変動が日常であって、価格変動のどこからが正常でどこからが異常だということは不可能であること。第4に、市場の正常な働きの状況を金銭的外部性、市場の失敗が起きた状況は非金銭的外部性というのはいかにも便宜的である。

この研究が、非金銭的外部性として追求しようとしたものは、われわれのいう間接的外部性の高度化のことである。その点、金融における外部性では、間接的外部性が重要な働きをすることに注目したことは、高く評価できる。しかし、それを非金銭的外部性と名づけてしまったのでは、すでに述べたような外部性市場神話にとらわれているといわれても仕方ないであろう。

金融における間接的外部性がきわめて強いものであることは、この研究が指摘したとおりである。銀行取り付けも危機伝染も、金融という市場取引の特質に存在する間接的外部性の高さに由来する。Aが引き出した預金によって銀行が倒産すれば、Aと取引関係にないCも影響を受ける。それはAとCが共同の銀行を利用しているときに影響度がとりわけ大きくなる。Aの行動がCに明示的な外部性（直接的外部性）をもたらすときよりも、非明示的外部性（間接的外部性）のときの方が、Cの取り付け行動を起こしやすくなるのである。またAがいっせいにある国から資本逃避をすれば、それはその国から遠く離れていてもその国と関係している別の国からの資本逃避を引き起こし、その国に投資しているCにも影響する。AとCが選択的共同利用関係で強く結びついているからである。

金融や国際金融において外部性、とりわけ間接的外部性が強いのはなぜなのか、そしてこれはどのようなときに、どのように発生するのか、これはさらに深めなければならない重要な研究課題である。

この研究の提起した情報の不均衡という問題はたいへん重要なテーマである。それは、間接的外部性であれ、直接的外部性であれ外部性をどう認知するか、認知の障害はなにか、認知は公正・公平か、認知をすすめるためには何をどのように整備すればよいのか、正確な認知はどのように行われるのか、金融・国際金融において認知はどこまで、どのように可能なのか、このような研究課題を提起しているからである。²⁰⁾

国際金融における外部性に言及した研究を、最後に一つみておこう。²¹⁾

それは、国際金融においては二つの外部性が起こり得るという見解である。

一つは、銀行倒産の波及による国際決済システムの混乱であり、二つめは「信認の喪失」の結果として生じる国際金融市場の混乱である。

ただしこの実現性は低いという。なぜなら第1の外部性については、たいていの国は銀行預金を保証する傾向にあり、さらに倒産を防止できるだけの十分な自己資本をもつことを要求しているからである。第2の外部性についても、支払い能力がない銀行から預金が引き出されて、健全と思われている銀行が利益を得るだけのことであり、さらに国内状況とちがって世界通貨が存在しないので、銀行準備制度の弱いところから資金を引き揚げることによって生じる世界通貨の乗数的縮小は起こり得ないからだという。

この見解は、適切な国民的・国際的金融制御によって、国際金融の外部不経済を減少させることができることを示したものとしては評価できる。しかし、金融の国際外部性は心配するほどでないとの判断は、楽観的過ぎる。国際金融制御が適切に機能するまでには、まだ乗り越えなければならない多くの課題があり、金融のグローバル化の進展とともに、その課題が、増大しているからである。

V おわりに

われわれは金融の公共性の具体的・特殊的性格を解明するために、外部性論を検討し、それを参考にして金融における公共性と外部性についての分析を進めた。そして金融における外部性的性格の大きさに、公共性を読みとろうとした諸学説について検討してきた。

外部性とは、共同利用関係の下で生じる相互作用・連関作用のことであり、共同利用によって発生する共同利益が外部経済、共同不利益が外部不経済である。われわれは、間接的外部性と直接的外部性の区分を認知可能性という視点から重視して、外部性を分析した。

金融の外部性諸学説は、公共性の共同利益行為の側面と共同制御行為の側面

には言及していたが、金融の共同利用行為の側面についての分析が弱かった。われわれは金融の共同利用的性格の高度性・特殊性について解明をすすめた。

国際外部性研究は、国際公共性を公共財・公共悪というように共同利益行為の側面からのみ定義する難点はあったが、外部性の認知を高めるという政策提起は評価すべきものである。金融の国際外部性論における金銭的外部性と非金銭的外部性の、内容的な区分は高く評価できるものであった。

金融の外部性と公共性についての研究成果の蓄積は、その重要性にもかかわらず、意外にそれほど多くない。したがってまだ多くの未開拓領域がある。本稿でその一端にせまったが、多くの未解明な論点が残されている。これから的研究課題にしたい。

注)

- 1) 本稿は、拙稿〔2002〕「国際公共性と国際公共性諸学説（下）——国際金融システムの規範的方法の検討（2）——」に続く研究成果である。ただし、後ほど発表する予定である金融の公共性論と金融の国際公共性論の参考論文としての性格をもっている。「金融の公共性」は、「国際金融システム」とならんで、私の国際金融研究における重要なキーワードである。今後さらに深めていきたい。
- 2) 市場の失敗は、外部性以外にも、公共財、自然独占、不完全競争、不確実性、リスク、情報の非対称性（情報偏在）という要因によって生じるといわれている。これについては、植草益〔1991〕『公的規制の経済学』に詳しい。池上惇氏は、市場の失敗について具体的な事例をあげ、それを正すためには法・ルールの制定による公正競争と生存権の保障が必要であるという。池上惇〔1994〕「市場の失敗と生存権の保障の意味」『経済学への招待——現代経済のしくみと日本経済——』pp.207~216。
- 3) 外部性（externalities）について、経済辞典（有斐閣）は次のように説明する。「ある消費者や生産者の経済活動が他の消費者や生産者に影響を与えること。有利な影響を受ける場合を外部経済があるといい、不利な影響の場合を外部不経済があるといい。市場の価格変化を通じて生じる場合を金銭的外部経済といい、市場を通じない場合を技術的外部経済といいう。」金森久雄、荒憲次郎、森口親司編〔1986〕『経済辞典』p.69。

さらに、外部経済（external economies）については、「①外部効果のうち、経済主体にとって有利な効果のこと。②規模の経済性の中で、産業全体の産出量の拡大により各個別企業において生ずる生産量の低下のこと。各個別企業の規模の拡大による内部経済とは区別して、A.マーシャルによって用いられた。」前掲同頁。

外部不経済（external diseconomies）については、「①外部効果のうち、経済

主体にとって不利な効果のこと。②産業全体の産出量の拡大によって、各個別企業の生産費が増大する状態。たとえば、産業の拡大による工業用水の欠乏など。」前掲同頁。

しかし外部効果 (external effect) については、次のように市場を通さない場合の影響との説明がある。「ある経済主体の効用または生産技術が他の経済主体の行動により市場を通さないで直接的影響を受けるとき、これを外部効果という。外部効果には外部経済と外部不経済とがある」前掲同頁。ここでは外部効果は、いわゆる金銭的外部性 (pecuniary externalities) で生じるものではなく、技術的外部性 (technical externalities) の場合に限定して発生するとしているのである。外部性を技術的外部性に限定して使用する場合やとりたてて区別しないで使用するケースは、本稿で検討する他の論者にもみられる。

池上惇氏は、社会的便益と費用の視点から次のように外部性を定義する。「『私的な経済単位である家計や企業が市場でおこなう売買活動では利用価値や価格で評価されていないが、社会の構成員全員や、ある私的売買活動の外部でその私的売買活動と関係する「社会の人々」にとっては評価の対象となる利用価値（便益）や費用（金銭で表示しうる価値）がある』ということである。これを私的売買活動の外部にあって社会のひとびとの評価の対象になるという意味で外部性という」池上惇 [1990] 『財政学——現代財政学の総合的解明』 p.44。ここで述べられた社会的評価という概念は、本稿で後ほど述べる間接的外部性における、社会的認知の一つの方法を示したものと考えられる。

4) これは、1994年に国連『人間開発報告書』を発表した国際連合の国連開発計画 (UNDP) の研究成果であって、次のものである。I. Kaul・I. Grunberg・M. A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (邦訳: イング・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スタン編, FASID 国際開発研究センター訳 [1999] 『地球公共財：グローバル時代の新しい課題』)。

この研究は、地球公共財という問題を設定し、広範な分野について具体的な研究をすすめ、国際外部性について初めて論究したすぐれた研究成果である。

地球公共財 (global public goods) という概念の意義を、この研究は、次のようにいいう。

「人間は生きるために私的財と公共財の両方を必要とする。本章の焦点は公共財、すなわちマーケットの外の世界に当てられている。まず、公共財という考え方を紹介し、その主な構成要素を述べる。次に、それを地球社会にあてはめ（本章および本書全体の主題そのものである）、『地球』公共財 (global public goods) という概念の固有性を明らかにする。経済活動のグローバル化やその政策的な意味についての研究は急速に進んでいるが、地球公共財という考え方には今まで十分な注意が払われてこなかった。しかし、私たちは国内の効率的な経済活動や人々の福祉を支えるものとして公共財が必要であることをよく認識している。問題は、国境を超えて

た経済活動の拡大が、公共財の需要にどのような影響を及ぼすのかということである。それは地球公共財という考え方を必要とするものだろうか？この問いに答えるためには、地域公共財 (regional public goods) と地球公共財を含む、国際公共財 (international public goods) の性格や特徴を理解する必要がある。」*Ibid.*, p.2, (邦訳：前掲同書, p.29)

なお、この研究における地球公共財の定義には、公共経済学のいう「公共財」の定義、いわゆる非排除性と非競合性が用いられているが、この定義の問題点については、すでに次の拙稿で批判的に検討した。紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説（下）——国際金融システムの規範的方法の検討（2）——」。ここで指摘した問題点をかかえているとしても、この研究成果の優位性はゆるがない。

5) 公共財的性格が外部性を生じることについては、次の説明がわかりやすい。

「公共財は外部性とよばれるものを生じる。外部効果あるいは外部性が存在するといわれるのは、関係者の一方の行為が他方に便益（被害）を与える、その便益にたいして代価が支払われない（補償を受けない）場合である。外部性は、消費過程においても生産過程においても発生し、消費者や生産者に影響を与える。大気汚染、水質汚濁、また交通事故は有害な外部性の例である。公共財は多数の人々に影響を及ぼすような外部性をもっている。」ギフォード A., サントニ G.J.（佐藤博、吉田達雄、伊藤忠通訳）[1984]『公共経済学入門』p.42。

6) 金銭的外部性についても市場の失敗が起こり得ることを、伊藤元重氏は次のように述べる。

「一世代前の教科書には、『技術的外部性』(technical externalities) は市場の失敗を起こすが、『金銭的外部性』(pecuniary externalities) は市場の失敗を起こさないと記述されていたが、この分類はあまり有益ではない。Greenwald and Stiglitz (1986) によると、『市場を通じた外部性』(market mediated externalities) は、一見金銭的外部性に似通ってみえるが、市場の失敗を起こしうるケースが多い。貨幣の機能にかかる外部性も、この市場を通じた外部性であることが多い。」伊東元重 [1988]「なぜ貨幣機能にかかる経済活動に規制が必要なのか」p.28。

7) これは池尾和人氏の見解である。池尾氏は次のように述べる。

「銀行（ここでは広義に用い、銀行という表現で預金取扱い金融機関の全てを指すものとする）は決済システムの担い手であり、国民経済のインフラ的な機能を果たしている。この意味で、銀行の活動には公共的な性格が強く、もしそうした銀行が経営破綻を起こしたときには、通常の企業の経営破綻の場合にはみられない多大な外部不経済が伴うと予想される。そこで、銀行経営の健全性を維持し、決済システムの安定性を確保するために、種々の政府介入（信用秩序維持の政策）が行われている。」池尾和人 [1991]「金融自由化と信用秩序維持」p.11。

「金融業は、一国の貨幣制度・決済システムの担い手であり、貨幣制度・決済システムは、あらゆる経済活動の基盤となるものである。そうした経済活動の基盤たる貨幣制度・決済システムが円滑に機能しなくなつたならば、経済の残りすべての部

分にもマイナスの影響が及ぶことは明らかである。この種の影響は、市場取引を通じるものではなく、より直接的な形で及ぶものであり、経済的には、外部不経済とよばれる範疇に属するものにはかならない。（…中略：紀国…）金融業以外の、基盤的なサービスを提供しているとみられる産業（たとえば電力業など）は、すべて公益事業としての扱いをされ、やはり広範な公的介入を受けているのが通例である。（…中略：紀国…）金融業についても、いわば公益事業に準ずるものとして、安定供給を確保することが必要であり、そのために公的介入が実施されていると理解できる。こうした事情は、これまで金融業の公共性といった表現で示唆されてきた。」池尾和人 [1994] 「信用秩序維持」pp.319～320。

金融におけるネットワーク産業的側面を氏は次のように指摘する。

「信用秩序維持政策は、マクロ的な観点からの金融システムに関するリスク管理を目的とするものである。個々の金融機関がそれぞれにリスク管理を行うことは当然であるが、こうしたミクロ的な（個別経営体レベルの）リスク管理対策では必ずしも十分ではありえず、別途、マクロ的なリスク管理対策が必要になる。というのは、金融業はネットワーク産業的な側面を強くもっており、金融機関の活動には無視しがたい外部性を伴うとみられるからである。」池尾和人 [1993] 「信用秩序維持政策の再編成」p.59。

8) これは堀内昭義氏の見解である。堀内氏は次のように述べる。

「銀行業は各種の産業の中でも最も強く、かつ多様な公的規制を受けている産業のひとつである。日本では、銀行は公共性の高い産業であると考えられているが、その場合の公共性とは、『信用秩序の維持と預金者の保護をはかるためその経営の健全性を維持すること』（金融制度調査会1979）にある、と考えられている。もしも、銀行業に対する各種の規制を緩和ないし撤廃したならば、銀行間の過当競争によって銀行経営は不健全化し、信用秩序の維持と預金者保護とを図ることはできなくなると考えられているのである。」岩田規久雄・堀内昭義 [1985] 「日本における銀行規制」p.3。

「ハイ・パワード・マネーと常に一定比率で交換することを約束された銀行預金が、決済制度の根幹をなす経済にあっては、そのルールのゆえに、銀行業は預金のいつせいの引き出しという不安定性に晒され、効率的な市場均衡が達成されないかもしれない。さらに、個々の銀行の経営内容にかんする情報費用の存在は、とくに少額預金者の行動を通じて外部不経済を発生させる可能性が高い。このような状況の下では、効率的な金融市场を実現するために銀行業に対する公的規制ないし介入が必要となるのである。」岩田規久雄・堀内昭義、前掲同書、p.5。

「銀行預金に対する人々の信認は、個々の銀行の安定的な経営を支えているという意味で一種の公共財として機能する。その信認が確固たるものであるかぎり、個々の銀行はたとえその経営内容が不良であっても、良好な経営を進めている銀行に伍して預金債務を発行することができる。しかし、ひとたび人々の預金に対する信認が揺らぐと、人々は経営内容の良し悪しに関係なく、預金を法貨に交換しようとす

る。おそらく、一つの銀行の経営破綻は預金に対する信認を少なからず毀損すると思われるが、個々の銀行経営は信認の公共財としての側面を無視する傾向をもつであろう。」堀内昭義 [1983]「信用秩序維持と公的規制」p.19。

「過去半世紀間の主要諸国の銀行制度の変遷を振り返ってみると、銀行預金に対する信認を維持し、決済制度の安定性を保つためには公的規制が必要であり、市場による対応は高々それを補完するものに過ぎないという共通の判断をそこに明らかに読みとることができる。事態のこのような推移を説明するのは、それほど難しいことではない。つまり預金に対する一般の信認という一種の公共財を生産するためには、市場の対応は結局のところ十分効率的でないということである。」堀内昭義、前掲書、p.20。

9) これは三木谷良一氏の見解である。三木谷氏は次のように述べる。

「銀行の社会的責任は重いということが昔からいわれてきたし、また海外でもそのように主張されてきている。銀行の社会的責任はその社会における公共的性格から由来する。銀行は企業として、金融機関として、特殊な金融機関（銀行）としていわば三重の公共性をもっている。一般抽象的に議論すれば、企業の公共性・社会的責任が問題になるのは企業の行動の指針として市場取引における利潤最大化のみでは、経済システムの運行そのものに支障をきたし、システムそのものの停滞とともに崩壊にいたる危険があるからである。市場メカニズムが最適に作用するには、完全競争であること、外部（不）経済が存在しないこと、情報が完全で資源移動が自由であることが必要である。しかし現実には、独占・寡占が存在し、外部効果があり、情報入手と資源資金の移動には費用がかかり市場は完全でない。すなわち、『市場の失敗』が大なり小なり現実には存在する。これらを是正するために適切な公共政策が要請されるのである。」三木谷良一 [1992]「銀行の公共性と社会的責任」p.5
「銀行は特殊（special）であるとする立場は次の三つの機能をその根拠とする。
イ) 取引決済勘定を創設できる。ロ) 流動性を供給できる。ハ) 金融政策の波及経路を提供する。この三つの機能は相互に非常に補完的である。これらの三つの機能を営むものを銀行と定義して、それにこれらの機能をもっぱら認めて、適切なレギュレーションを課すほうが、より効率的で、公共の利益も確保でき、システムの安全性と健全性を確保できる、というのが“銀行特殊論”である。取引決済勘定とは、要求払い（on demand）で現金（最終決済手段）に換えられること、第三者に速やかに譲渡されること、この二つの機能をもつ金融資産（負債）のことである。かかる金融負債を提供できる金融機関は、部分比例準備制のもとでは追加的信用（購買力）を経済に提供できる。それは資産側における貸出活動と対応してなされる、つまり誰に幾ばくの信用供与をするかの決定権をこの機関すなわち銀行は握っているのである。簡単にいえば、ハイパワードマネーは中央銀行によって、預金貨幣は商業銀行によって供給されるのである。貨幣は大きな外部効果をもつことはほとんど自明のことである。この点にまず、中央銀行とならんで商業銀行の大きな公共性があることが深く認識されなくてはならない。第二の銀行の機能は家計、企業、

種々の金融機関に対して流動性を常にバックアップすることである。 (... 中略 : 紀国 ...) 第三の銀行の機能は、現在の金融システムのもとでは中央銀行の金融政策が経済に波及する主要な経路の役割を果たしていることである。今後マクロ金融政策の必要性がなくなる限り、銀行システムの安定性と弾力性 (resiliency) の確保は不可欠である。この機能はマクロ政策の効果を保証する装置としての銀行の公共性である。以上のように、銀行は公共性を有しているからこそ種々の規制を受ける反面、預金保険や中央銀行からの最終決済手段などの便宜が与えられ、ときには現在の米国におけるごとく救済のために巨額の公的資金の援助が与えられるのである。」前掲同書、p.8

金融の公共性を銀行の社会的責任という意味で使用し、それを検討したものに、他に谷田庄三 [1977] 「金融機関の社会的役割について」がある。

- 10) これは筒井義郎氏の見解である。筒井氏は次のように述べる。
 「金融の部門では、二重の意味で外部性が重要である。その第1は、個別金融機関の倒産が金融部門全体の崩壊をもたらす可能性があることである。 (... 中略 : 紀国 ...) もしなんらかの理由で預金者の大半が預金引き出しを決意すれば、銀行がそれに応じることはきわめてむずかしい。 (... 中略 : 紀国 ...) これを銀行が直面する流動性リスクの問題という。銀行組織の安定性は預金者のかなりきわどい信認の上に成り立っているのである。 (... 中略 : 紀国 ...) 個々の銀行が自らの直接の利得を計算して選択した倒産確率は、銀行部門全体としては過大な倒産確率をもたらす可能性がある。この意味で、個別銀行が自分にとって最適であると考える以上に慎重さを要求することが、社会的に望ましいと考えられるのである。この外部性と密接に関係しているが、もう1つの外部性が考えられる。それは、預金金融機関が提供する決済システムが実物経済の取引にとって、一種の『公共財』としての役割を果たしていることである。銀行部門が存立できるかどうかは、金融業の利益だけでなく、全経済取引にとって重要である。金融機関の中でも、銀行（預金取扱金融機関）の安定性がとりわけ大きな注目を集めてきたのはこのためであり、金融規制の根拠も、金融システムの崩壊が金融恐慌となり、実体経済に破壊的な影響を与えることを避けることに求めることが多い。」筒井義郎 [1992] 「金融規制」 pp179~181。
 「第3の市場の失敗は、金融業のもつ外部経済性から生じる。外部経済とは、経済主体の行動が他者に影響を与え、しかもその影響については市場を通じた評価や取引・生産がおこなわれることである。取引当事者は、外部性の部分を考慮にいれずに自分達の利益を最大化する行動をとるために、社会全体でみたときの最適性が達成されなくなってしまうのである」筒井義郎、前掲同書、p.179

- 11) これは国宗浩三氏の見解であり、国宗氏は銀行の外部性について次のように述べる。
 「銀行にはいろいろな外部性があると考えられる。 (... 中略 : 紀国 ...) 銀行預金の決済機能が特に便利なのは、銀行同士のネットワークを利用できる点である。そのおかげで、異なる取引銀行を持つもの同士でも、簡単に決済を行うことができる。このような便利さに対して、特定の銀行が対価を徴収することは不可能であると思

われる。したがって、銀行業が（ネットワークを形成したシステムとして）提供している決済機能には、外部性（外部経済）があると言えるだろう。次に、銀行が行う金融仲介にも外部性がある。それは金融仲介が行われなくなつた状態を考えればよくわかる。例えば、銀行の財務が悪化して銀行が『貸し渋り』を始めた場合である。銀行から資金を借りることが難しくなつた企業は生産や投資を抑制するだろう。これは、その企業にとっても困ったことだが、その企業と取引がある主体にとっても、さまざまな形で迷惑がかかることになるだろう。（…中略：紀国…）この場合も、外部性があると言うためには、対価が支払われているかどうかを確認する必要がある。金融仲介をしてもらうことの対価の一部は確かに支払われている。なぜなら、企業は銀行に対して高い借入金利を支払っているからだ。しかし、ある企業が生産や投資をすることによって別の企業にも便益を与えている分の対価まで銀行に対して支払っているとは考えられない。したがって、銀行の行う金融仲介にも外部性（外部経済）があると言えるだろう。」国宗浩三〔2001〕『アジア通貨危機と金融危機から学ぶ—為替レート・国際収支・構造改革・国際資本移動・IMF・企業と銀行の再建方法』pp.275～278。

- 12) これは伊東元重氏の見解である。伊藤氏は、貨幣のネットワーク外部性について、次のように説明する。

「ネットワークの外部性とは、そのネットワークに加入している人が多いほど、そのネットワークを利用することの経済的な便益も多くなるような状況を表している。その代表的な例は、電話網・通信網やコンピュータ・システムである。（…中略：紀国…）貨幣においてこのようなネットワークの外部性が働いているのは明らかであろう。たとえばカードの例でいえば、カードの加盟店が多いほど便利であろうし、加盟店はカード加入者の数に比例する傾向にあるだろう。加入者や加盟店の多いカードほど、貨幣としての機能はすぐれている。カード以外の貨幣、たとえば銀行口座やその他のファンド（中国ファンドや流通業者のファンド）を使った決済や支払いについても、加盟者や加盟店が多いほど貨幣としての機能がすぐれていることに違いはない。」伊東元重、前掲書、pp.29～30。

- 13) 金融コングロマリットの研究については、次の拙稿がある。紀国正典〔2001〕「金融コングロマリット—OECDの研究成果の検討—」。

- 14) この研究は、負の外部性を「公共惡（public goods）」と呼び、その具体例について次のように説明する。

「個人や企業が行動を起こし、それが生じるコストの全てを負わない場合（負の外部性）やその利益を全て享受できない場合（正の外部性）に、外部性が発生する（…中略：紀国…）。例えば、女性を教育することは、子供の生存にも、人口増加の抑制にもプラスの効果があることがわかつてき。反対に汚染物質を川に捨てると、自然も人間も害することになる。別の言い方をすると、外部性とは、ある行為の副産物—すなわち、公の領域へ溢れ出したもの—である（…中略：紀国…）。この議論は何が正の外部性であり、何が負の外部性なのか、という問題を提起する。

経済学者にとっては、第三者にとっての利用価値という観点から正と負が峻別される。従って、ここでは『公共財』という用語を、正の外部性を含めた、利用価値のある財および活動を指すときに用いる。もし公共的な害を含むものがあれば、それを公共悪（public bads：公共財の対照概念）と呼ぶことにしよう。」I. Kaul・I. Grunberg・M. A. Stern, *op., cit.*, pp.5~6, (邦訳：イング・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン編、前掲書, p.33)。

「公共財や公共悪が非排除的、もしくは限定的に非排除的である場合、その財は、関係のない傍観者にも費用と便益をもたらす。つまり非排除性は外部性の極端な形態である。第1章で言及したとおり、外部性の標準的な定義は、個人、企業やその他の行為主体が行動を起こした場合に生じる活動や財の結果であるが、その行為主体が全ての費用を負担しない場合（負の外部性）、あるいは全ての便益を享受しない場合（正の外部性）がある。負の外部性の例は、二酸化炭素の排出による国境を超えた公害であり、あるいは人権の侵害によりボスニア、ハイチ、ルワンダなどに見受けられる貧困と部族間の抗争が、紛争や戦争や虐殺を招いたことにみることができる。正の外部性は、熱帯雨林の保全や、世界各地に派遣可能な伝染病対策チームの設立に見ることができる。」*Ibid.*, p.458 (邦訳：前掲同書, p.227)。

15) 直接的外部性と間接的外部性について、この研究は次のように説明する。

「地球公共財と、地球公共悪の供給源は二つある。それは、国レベルでの活動に起因する正または負の財が国境を超えて溢出する場合と、地球システム上の効果によって形成される場合である。この場合、外部性は直接的、間接的の両方がある。国から国へ人から人へ直接感染する伝染病などは、直接的な外部性である。他方、他国や他人に間接的な影響を与える、地球規模の共有財のような間接的な外部性も存在する。オゾン層の破壊によって皮膚ガンにかかる危険度は間接的な外部性の一例である。」*Ibid.*, pp.458~459 (邦訳：前掲同書, p.227)。

16) 國際外部性のプロファイルの作成という政策提起は次のように説明されている。

「市民が引き起こす国境を超える問題に対する全責任は、政府が負うべきだという提言が各章で広範に示されている。言い換えると、国家は国内で確立した政策の原理：「外部性の内部化」原理を、これら国境を超える溢出（スピルオーバー）にも適用させるべきだということである。多くの公共財は、公共悪と同様、外部性の結果生じるものである。すなわち、それらは行為主体が意思決定に際して考慮しなかった便益・費用である。公共財が供給不足となったり、公共悪が供給過剰になっている主な原因はここにある。

この原則を国際的な溢出に拡大適用する目的は、地球規模の相互依存関係に対処する国家の能力を強めることにある。その意味するところは、国際協力を最低限国内からスタートさせ、国境を越える負の溢出を減らすか、避けて、可能ならば、全ての人々の利益になるように、正の外部性を発生させることである。

この方針の第一段階は、まず、『外部性のプロファイル』を作り、各国の溢出を正と負の両方に分けて明確化することである。これらのプロファイルは、各国が互いに

対して、あるいは地球公共財に対して持つ波及効果の透明性を高めることに貢献し、国家間の交渉プロセスを容易にする。また、国境内で発生した外部性に対しても、各国がもっと責任を持つよう促すものである。」*Ibid.*, p.xxvii (邦訳：前掲同書, pp.18~19)。

- 17) ウィプロツツは、金融の国際的安定が国際公共財である理由を、次のように述べる。

「金融の安定が国際公共財と考えられるのは、金融の不安が国を超えて広がる公共悪になるからである。ただし、一致協力して取り組む必要があるという性質のため、これまでのところ国際公共財の供給は不足し、そのため金融上の厳しい再配分効果を引き起こした。この理由を考えよう。金融の安定という現象は、前の節で取り上げた不安定と表裏で考えるとわかりやすい。資産価格が過度の不確実性を示す場合は、個人消費や企業の投資など、多くの意思決定が影響を受けるのである。資金フローが突然特定の方向に偏る場合、民間部門が直ちに対応する必要に迫られるだけでなく、政府当局も強い政治的反発を受ける可能性のある苦しい選択を迫られる。このような影響は明らかに非競合的であり、金融の不安定は間違いなく公共悪である。(…中略：紀国…)
公共悪は伝統的には、負の外部性によって発生する。水質汚染がその好例である。ある種の化学薬品の生産の過程では、水の汚染は避け難い。この水が川に排出されたら下流の住民すべてが負の外部性によって被害を受ける。」
Wyplosz Charles [1999] “International Financial Instability”, *Ibid.*, p.156
(邦訳：チャールズ・ウィプロツツ「国際金融の不安定性」前掲同書, 第3章, p.59)。

- 18) ウィプロツツは、金融における金銭的外部性と非金銭的外部性の違いについて、次のように説明する。

「金融の不安定は、リスクを扱うビジネスの当然の副産物である。『正常な』上下動は価格に織り込まれるので、公的な介入の必要性は全くない。例えば、金融の不安定度が増大すれば、金利の上昇や為替レートの変動など、リスク・プレミアムの上昇につながるだろう。実際に金融市場は、こうした不確実性に対処するための道具と、各種のニーズとリスク選好に対応した様々な商品を作り出している。ただし、危機につながる『過大な』上下動は価格に織り込まれない。これは大気汚染と同様の負の非金銭的な外部性であり、その発生源と被害者は大きく広がっているため特定できない。例えば銀行取り付けは、統制不可能なうわさによって危険を感じた預金者が引き起こし、それが全預金者に害を及ぼす。価格メカニズムの入り込む余地はない。(…中略：紀国…)
金融の不安定性のもう一つの側面が状況をいっそう複雑にする。広く信じられている見方とは反対に、金融市場の機能は完全ではなく、失敗することも多いのである。市場の失敗は政策的介入を支持する最も有力な根拠であることから、この点は非金銭的外部性とあいまって、重要である。金融市場の失敗は情報の不均衡が広く存在することから発生する。情報の不均衡の発生源はきわめて単純である。貸し手は借り手の財務状況に関する知識が少ない。借り入れができるかどうかとそのコストは財務の健全さの程度に左右されるため、借り手には

本当の状態を隠そうとするインセンティブが働く。金融市場にこの性格はついてまわる。金融の手段というものはつまるところローンであるからだ。結果として、モラルハザードや逆選択、多元均衡が発生する。」*Ibid.*, pp.157~158 (邦訳: 前掲同書, pp.60~61)。

「国際的な溢出 (spillovers)。外部性の一例。ふつう市場、特に金融市場にとっては国境は無関係である。同じ会社の株式が世界中で取引できる。為替レートはもともと国際的なものだ。銀行その他の金融機関は数多くの国で営業している。結果的に過大な価格変動は国境内にとどめておけず、遠く離れた事件によってある国を出入りする資金の流れが急激に変わることがある。世界金融市场という制度は非常に強力である一方で、強力な外部性も媒介する。この外部性には金銭上のものが多い。カントリーリスクと為替リスクのプレミアムは発達した信用格付け業に基礎を持ち、こうした機関は有料で世界中の経済政治状況を監視している。とはいへ信用格付け業にも情報の不均衡の問題はある。アジア危機 (タイは別として) に先んじて警告のシグナルを出せなかった格付け機関の失敗はあちこちで指摘された。この結果は巨大な規模の市場の失敗であり、金融市场は、やってくる危機のリスクを先んじて価格に適切に反映することはできなかつたのである。市場は金銭的外部性を価格に反映できないだけでなく、外部性には非金銭的なものもある。例えばタイで危機が発生した際、市場は激しく (逆選択) 無差別的に反応して、危機を東南アジア全域とブラジル、ポーランド、ロシアその他の諸国まで拡大させた。こうした外部性は適切に価格に反映させることは不可能である。新興市場プレミアムはあるにしても、伝染現象は考慮されていない。」*Ibid.*, p.159 (邦訳: 前掲同書, pp.62~63)。

- 19) ウィブロツツが金銭的外部性と非金銭的外部性の相異を、計算、予測、価格付けの可能性から分類していると、編集者は次のように指摘する。

「ウィブロツツは金銭的外部性 (pecuniary externalities) と非金銭的外部性 (nonpecuniary externalities) を区別している。金銭的外部性は計算可能で、価格をつける対象となる。例えば資本の調達費用は、一般にリスクを考慮に入れたものである。この場合、金融上のリスクは経済的な決断を行う際に考慮に入れられるため、外部性とはなり得ない。一方、金融活動の伝染の影響といった非金銭的外部性は予測が難しく、価格をつけにくい。」I. Kaul · I. Grunberg · M. A. Stern [1999] *op., cit.*, pp.499~500 (邦訳: イング・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スター編, 前掲書, p.273)。

- 20) 国際金融統計によって金融情報がどこまで認知可能なのか、という視点から国際決済銀行 (BIS) の金融統計を検証したものが、次の拙稿である。紀国正典 [1994] 「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー」。

- 21) ベンストンは、国際金融における外部性を、次のように説明する。

「二つの外部性が起こり得ると考えられる。第1は、国際決済システムの混乱であり、そして倒産銀行に債権をもっていた銀行の損失である。しかし、このリスクは顧客への貸し付けで銀行がこうむるリスクとは異なったものである。ただし、この

リスクは低い。なぜならたいていの国は銀行預金を保証する傾向にあるからである。さらに損失リスクは国際決済システムを利用している銀行に、倒産を防止できるだけの十分な自己資本をもつことを要求することによって、低めることができる。第2の外部性は、『信認の喪失』の結果として生じる国際金融市場の混乱である。これが起こる可能性についてはあまり関心をもつ必要はない。実は、預金者が支払い能力がないと思われる銀行から預金を引き出すとき、健全と思われている銀行が利益を得るのである。さらに、国内状況とちがって、人々が正貨や通貨を蓄えるために、銀行準備制度の弱いところから資金を引き揚げることによって生じる世界通貨の乗数的縮小は起こり得ない。なぜなら世界通貨が存在しないという単純な理由からそうなのである。」 Benston G. J. [1992] "Competition versus Competitive Equality in International Financial Markets" pp.286~287。

[参考文献]

- Benston G. J., Eisenbeis R. A., Horvitz P. M., Kane E. J., Kaufman G. G. [1986] *Perspectives on Safe & Sound Banking -Past, Present, and Future.*
- Benston G.J. [1992] "Competition versus Competitive Equality in International Financial Markets" Franklin R., Hugh T. (ed.) [1992] *Regulating International Financial Market: Issues and Policies.*
- ギフォード A., サントニ G. J. (佐藤博, 吉田達雄, 伊藤忠通訳) [1984] 『公共経済学入門』新評論, Gifford, A. and Santoni G. J. [1979] *Public Economics.*
- Greenwald B. C. and Stiglitz J. E. [1986] "Externalities in Economies with Imperfect Information and Incomplete Markets" *Quarterly Journal of Economics.*
- 堀内昭義 [1983] 「信用秩序維持と公的規制」『季刊現代経済』1983, 秋季号.
- 堀内昭義編 [1990] 『国際経済環境と経済調整』アジア経済研究所.
- 堀内昭義 [1992] 「銀行経営と自己資本規制および市場規律」全国銀行協会連合会『金融』1992年12月号.
- 堀内昭義 [1993] 「銀行行動と金融システムの安定性」貝塚啓明・原田泰編『90年代の金融政策』日本評論社.
- 堀内昭義編 [1994] 「日本経済と金融規制——変遷と課題」堀内昭義編『講座・公的規制と産業⑤金融』NTT出版株式会社.
- 堀内昭義編 [1994] 『講座・公的規制と産業⑤金融』NTT出版株式会社.
- 池上惇 [1984] 『管理経済論』有斐閣.
- 池上惇 [1989] 「公共性・共同性・官僚性」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社.
- 池上惇 [1990] 『財政学——現代財政学の総合的解明』岩波書店.
- 池上惇 [1991] 『経済学——理論・歴史・政策』青木書店.
- 池上惇 [1994] 『経済学への招待——現代経済のしくみと日本経済——』有斐閣.

- 池上惇 [1996] 『現代経済学と公共政策』青木書店.
- 池上惇 [1996] 『マルチメディア社会の政治と経済』ナカニシヤ出版.
- 池上惇 [2003] 『文化と固有価値の経済学』岩波書店.
- 池尾和人 [1983] 「金融市場の失敗と公的規制」岡山大学経済学会雑誌第14巻3・4合併号.
- 池尾和人 [1990] 『銀行リスクと規制の経済学』東洋経済新報社.
- 池尾和人 [1991] 「金融自由化と信用秩序維持」全国銀行協会連合会『金融』1991年9月号.
- 池尾和人 [1993] 「信用秩序維持政策の再編成」金融学会共通論題「銀行の公共性と信用秩序」報告要旨『金融経済研究』第5号.
- 池尾和人 [1994] 「信用秩序と銀行規制」堀内昭義編『講座・公的規制と産業⑤金融』NTT出版株式会社.
- 池尾和人 [1994] 「信用秩序の維持」館龍一郎代表編集 [1994] 『金融辞典』東洋経済新報社.
- 飯田経夫 [1980] 「銀行の社会性・公共性を問う」日本経済新聞社編『金融システム(論集現代の金融問題4)』日本経済新聞社.
- 伊東元重 [1988] 「なぜ貨幣機能にかかる経済活動に規制が必要なのか」日本銀行金融研究会「金融リストラクチャリングの基本問題」日本銀行金融研究所『金融研究』第7巻3号.
- I. Kaul · I. Grunberg · M. A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (邦訳: インゲ・カール, イザベル・グルンベルグ, マーク・A・スター編, FASID国際開発研究センター訳 [1999] 『地球公共財: グローバル時代の新しい課題』日本経済新聞社).
- 岩田規久雄・堀内昭義 [1985] 「日本における銀行規制」東京大学『経済学論集』第51巻第1号.
- 岩田規久雄・堀内昭義 [1985] 「日本における銀行規制(2・完)」東京大学『経済学論集』第51巻第2号.
- 加藤寛, 浜田文雅 [1996] 『公共経済学の基礎』有斐閣.
- 金森久雄, 荒憲次郎, 森口親司編 [1986] 『経済辞典』有斐閣.
- Kats M. L. and Shapiro C. [1985] "Network Externalities, Competition and Contestability" *American Economic Review*, 75 June.
- 紀国正典 [1994] 「国際金融統計のディスクロージャーと情報インフラストラクチャー」高知大学経済学会『高知論叢』第48号.
- 紀国正典 [1995] 「国際金融システム——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第54号.
- 紀国正典 [1996] 「国際金融取引——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第55号.
- 紀国正典 [1996] 「国際金融構造——グローバル・2国モデル」高知大学経済学会

『高知論叢』第57号.

紀国正典 [1997]「国際金融システム——多数国モデル」高知大学経済学会『高知論叢』第60号.

紀国正典 [1998]「日本版金融ビッグバンと市民生活——金融消費者主権は確立されるのか——」高知大学経済学会『高知論叢』第63号.

紀国正典 [1999]「公共性と公共性諸学説——国際金融システムの規範的方法の検討(1)——」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号.

紀国正典 [1999]「国際金融システムと金融制御」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店, 1999年12月.

紀国正典 [2001]「金融コングロマリット——OECDの研究成果の検討——」高知大学経済学会『高知論叢』第70号.

紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(上)——国際金融システムの規範的方法の検討(2)——」高知大学経済学会『高知論叢』第73号.

紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(中)——国際金融システムの規範的方法の検討(2)——」高知大学経済学会『高知論叢』第74号.

紀国正典 [2002]「国際公共性と国際公共性諸学説(下)——国際金融システムの規範的方法の検討(2)——」高知大学経済学会『高知論叢』第75号.

国宗浩三 [2001]『アジア通貨危機と金融危機から学ぶ——為替レート・国際収支・構造改革・国際資本移動・IMF・企業と銀行の再建方法』アジア経済研究所.

三木谷良一 [1992]「銀行の公共性と社会的責任」全国銀行協会連合会『金融』3月号.

日本銀行金融研究会 [1988]「金融リストラクチャリングの基本問題」日本銀行金融研究所『金融研究』第7巻3号.

谷田庄三 [1975]『現代日本の銀行資本』ミネルヴァ書房.

谷田庄三 [1977]「金融機関の社会的役割について」『経営研究』第27巻, 4・5・6合併号.

館龍一郎代表編集 [1994]『金融辞典』東洋経済新報社.

筒井義郎 [1992]「金融規制」貝塚啓明・池尾和人編『金融理論と制度改革』現代金融シリーズ第2巻, 有斐閣.

植草益 [1991]『公的規制の経済学』筑摩書房.

Wyplosz Charles [1999] "International Financial Instability", I. Kaul・I. Grunberg・M. A. Stern [1999] *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century* (邦訳: チャールズ・ウイープロツツ「国際金融の不安定性」インゲ・カール, イザベル・グルンベルグ, マーク・A・スター編, FASID 国際開発研究センター訳 [1999]『地球公共財: グローバル時代の新しい課題』日本経済新聞社, 第3章).